

次郎之負傷セルニ 散會後懇意ノ 医師ノ 治療ヲ 後クヘク 収途セ
リ
尚傍觀人ハ 市電従業員其他約三百名ニテ 議場混乱ト共ニ 相當
喧騒セリ

五 電氣局側ノ態度

電氣局ニアリテハ 前記組合側ノ態度ニ對シテ 十月二十九日午後
十時半頃 山下局長ハ 旅行先ヨリ 歸來セルヲ以テ 眞田労働課長
ニ於テ 組合幹部熊本、河野ヲ本局ニ 召致シ 組合側ノ要求書ニ
對シテハ 三十日午後三時局長ニ於テ 組合側ト會見交渉スル旨
通告セリ

(追而當下各關係警察署ニ在リテハ 従業員ノ 動靜視察取締
ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度シ)

右及申(通)報假也

別記

聲明 書目

我等ハ 山下局長ノ暴案ニ對シ 過去四旬余ト亘リ 謝辭ヲ如キ 統制をとりて 強力
なる斗争を敢行し 未リたるも 去る十三日 藤沼總監ヲ提示せられたる 覺書に
依リ 謝辭案を却ヘ 難キ憤滿ト苦痛を忍ビ 暫ヤトク 罷業を打切つたり 覺書に
然るにあくまご 惨忍無慈悲なる 山下局長ハ 我等ハ 一度斗争の鋒を収めり
果然 頑直し 放慢不遜なる態度ト紛更し、之ク 謝辭案を實施せざるクハ ならざ
謝辭案の精神を蹂躪するカ 如キ卑怯なる行為を敢てし 我々ニ對してハ 挑戰
的となり 此ク 間我等の態度ニ亘り 謝辭案を履行せよ といフ交渉ニ對してハ 挑戰
言を左右トし 誠意の片鱗を 示さず 却つて 威嚇的態度で 望んで 来るト至
つたり 我等も 事茲ニ至つてハ 最早ヤ これ以上ク 忍從ハ 許さず 即ち 我等をして 断呼
要求書提出ト至らしめ 茲ニ 以所である。 此ク 止去ト止まれば 事情から 再度憤起シ 余
儀 亦キト至つて 此事を 社會の公平なる 批判ト訴ふると 共に 我等の 切實なる 眞情
を 凉せられん事を

右聲明す

一九三四、十、二九

東京交通労働組合本部